

「コムストックローン約款」【コムストックローン・ダイレクト】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

(下線箇所は変更部分)

新	旧
コムストックローン約款 【コムストックローン・ダイレクト】 日本証券金融株式会社 第1条 (現行どおり) 第2条 (契約の成立および契約期間) 1 この約款に基づく契約 (以下「本契約」といいます。) の申込みは、お客様が、<u>当社</u>のウェブサイトにおいて、掲示される次の書面の内容を確認・了解のうえ、所定の事項に同意して送信する方法によるものとします。 (1)～(4) (現行どおり) (5) その他<u>当社</u>の定める規約等 (6)～(8) (現行どおり) (9) その他<u>当社</u>の定める書類等 2 お客様は、前項の申込みにあたり、<u>当社</u>の定める本人確認書類および個人番号確認書類を、<u>当社</u>のウェブサイトにおいて画像をアップロードする方法により送付するものとします。 3 お客様は、<u>当社</u>が特に認める場合には前2項の全部または一部に代えて、第1項(1)(2)(3)(4)(5)の内容を確認・了解のうえ、<u>当社</u>の定める次の書類のうち<u>当社</u>の認める全部または一部を<u>当社</u>に提出する方法により申込むことがで	コムストックローン約款 【コムストックローン・ダイレクト】 日本証券金融株式会社 第1条 (省 略) 第2条 (契約の成立および契約期間) 1 この約款に基づく契約 (以下「本契約」といいます。) の申込みは、お客様が、<u>日証金</u>のウェブサイトにおいて、掲示される次の書面の内容を確認・了解のうえ、所定の事項に同意して送信する方法によるものとします。 (1)～(4) (省 略) (5) その他<u>日証金</u>の定める規約等 (6)～(8) (省 略) (9) その他<u>日証金</u>の定める書類等 2 お客様は、前項の申込みにあたり、<u>日証金</u>の定める本人確認書類および個人番号確認書類を、<u>日証金</u>のウェブサイトにおいて画像をアップロードする方法により送付するものとします。 3 お客様は、<u>日証金</u>が特に認める場合には前2項の全部または一部に代えて、第1項(1)(2)(3)(4)(5)の内容を確認・了解のうえ、<u>日証金</u>の定める次の書類のうち<u>日証金</u>の認める全部または一部を<u>日証金</u>に提出する方法により申込

新	旧
きるものとします。 (1)～(4) (現行どおり) (5) 当社の定める本人確認書類および個人番号確認書類 (6) その他当社の定める書類等 4 本契約は、当社がお客様から前 3 項による申込みを受けて審査の結果適当と認めた場合に成立するものとし、契約成立日は当社がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。 5～8 (現行どおり) 9 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適当と認めないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、当社の審査の結果および理由の開示につき異議を述べないものとします。 (1)～(5) (現行どおり) 第 3 条 (現行どおり) 第 4 条 (融資要領) 1～3 (現行どおり) 4 遅延損害金 お客様が第 2 条第 7 項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第 7 条もしくは第 15 条第 5 項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率 14% (年 365 日の日割計算) の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。	むことができるものとします。 (1)～(4) (省 略) (5) 日証金の定める本人確認書類および個人番号確認書類 (6) その他日証金の定める書類等 4 本契約は、日証金がお客様から前 3 項による申込みを受けて審査の結果適当と認めた場合に成立するものとし、契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。 5～8 (現行どおり) 9 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適当と認めないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の開示につき異議を述べないものとします。 (1)～(5) (省 略) 第 3 条 (省 略) 第 4 条 (融資要領) 1～3 (省 略) 4 遅延損害金 お客様が第 2 条第 7 項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第 7 条もしくは第 15 条第 3 項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率 14% (年 365 日の日割計算) の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。

新	旧
第5条～第13条（現行どおり） 第14条（契約の終了） 1 第2条第7項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。 （1）～（2）（現行どおり） （3）お客様が第7条または第15条第5項により期限の利益を喪失したとき。 （4）～（7）（現行どおり） 2、3（現行どおり） 第15条（反社会的勢力の排除ならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の排除） （現行どおり）	第5条～第13条（省 略） 第14条（契約の終了） 1 第2条第7項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。 （1）～（2）（省 略） （3）お客様が第7条または第15条第3項により期限の利益を喪失したとき。 （4）～（7）（省 略） 2、3（省 略） 第15条（反社会的勢力の排除） 1 お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関

新	旧
(現行どおり) 3 お客様は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 (1) 当社に預け入れる担保有価証券、当社に支払う返済金、利息等が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」によるものであること。 (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与を行うこと。 (3) 日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者。 (4) 経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行うこと。 4 お客様が暴力団員等および前各項各号に該当しないこと、または、前各項で表明・確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要と	係を有すること。 (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。 (1) 暴力的な要求行為。 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。 (5) その他前各号に準ずる行為。 (新 設) (新 設)

新	旧
<u>判断した場合において、お客様は、当社に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項を確認するための情報提供の求めに応じることを確約します。</u> <u>5 お客様が、暴力団員等もしくは第 1 項から第 3 項までにに関する各項各号の一にでも該当する場合、各項の表明・確約に違反もしくは虚偽の申告をしたことが判明した場合、または、前項の情報提供に合理的な理由なく応じない場合であって、お客様との取引を継続することが不適切であるときは、次のとおりとします。</u> <u>(1) お客様は、当社からの請求によって、当社に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</u> <u>(2) お客様は、当社との取引が停止され、または通知により担保の解除および担保取引口座が解約されても異議を述べないものとします。</u> <u>6 本条の規定の適用により（第 4 条第 4 項・第 14 条第 1 項第 3 号による本条第 5 項適用の場合を含む。）</u>、お客様に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。 第 16 条～第 18 条 （現行どおり） 以 上 <u>付 則</u> この改正約款は 2024 年 2 月 1 日から実施します。	<u>3 お客様が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、当社からの請求によって、当社に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</u> <u>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</u> 第 16 条～第 18 条 （省 略） 以 上